

2 文 科 振 第 414 号  
令和 3 年 2 月 18 日  
文部科学省研究振興局

産学連携による医薬品・医療機器等の研究開発の推進の  
在り方に関する検討会 設置要綱

1. 設置の目的

アカデミア発のシーズを活用した産学連携による医薬品・医療機器等の研究開発について、これまで実施している医療分野研究成果展開事業の評価を行うとともに、同研究開発の現状と今後の課題を整理し、令和 4 年度以降の推進の在り方を検討するため、外部の有識者による「産学連携による医薬品・医療機器等の研究開発の推進の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) アカデミア発のシーズを活用した産学連携による医薬品・医療機器等の研究開発の現状を踏まえた課題に関すること
- (2) 事業の評価に関すること
- (3) アカデミア発のシーズを活用した産学連携による医薬品・医療機器等の研究開発の推進の在り方に関すること

3. 委員の任命

- (1) 委員は、有識者から文部科学省研究振興局長が任命する。
- (2) 委員の任期は、委嘱した日から令和 4 年 3 月末日までとする。

4. 検討会の運営

- (1) 検討会に主査を置き、検討会に属する委員のうちから文部科学省研究振興局長が指名する者が、これに当たる。
- (2) 主査は、検討会の事務を掌理する。
- (3) 主査は、検討会の会議を召集する。
- (4) 主査は、検討会の会議の議長となり、議事を整理する。
- (5) 主査は、必要に応じて当該検討会の委員のうちから副主査を指名することができる。副主査は、主査に事故等があるときは、その職務を代理する。
- (6) 検討会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。
- (7) 主査が必要と認めるときは、オブザーバーとして府省等の関係者の出席

を求めることができる。

- (8) 主査が必要と認めるときは、委員及びオブザーバー（以下「委員等」という。）は、Web会議システム（映像と音声の送受信により会議に出席する委員等の間で同時かつ双方向に対話をすることができる会議システムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。
- (9) Web会議システムの利用において、映像のみならず音声が送受信できなくなった場合、当該Web会議システムを利用して出席した委員は、音声が送受信できなくなった時刻から会議を退席したものとみなす。
- (10) Web会議システムの利用は、可能な限り静寂な個室その他これに類する環境で行わなければならない。なお、会議が非公開で行われる場合は、委員等以外の者にWeb会議システムを利用させてはならない。

## 5. 設置期間

検討会の設置が決定された日から令和4年3月末日までとする。

## 6. 情報公開

- (1) 検討会は原則公開とし、会議終了後に議事録等を公表することとする。
- (2) 当事者又は第三者の利益を害する可能性のある議事等、非公開とすることが適当と主査が判断する議事については、全部又は一部を非公開とすることができます。その際、非公開とされた部分の議事録等は非公表とし、議事要旨を会議終了後に公表するものとする。

## 7. 庶務

検討会の庶務は、科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課及び研究振興局研究振興戦略官付の協力のもと、研究振興局ライフサイエンス課において処理する。

## 8. 雜則

本要綱に定めるもののほか、検討会の議事の手続き、その他検討会の運営に關し必要な事項は、主査が検討会に諮って定める。

(別紙)

**産学連携による医薬品・医療機器等の研究開発の推進の  
在り方に関する検討会委員一覧**

令和3年4月1日現在  
(敬称略・五十音順)

安西 智宏	株式会社ファストトラックイニシアティブ  取締役・代表パートナー
上村 尚人	大分大学医学部臨床薬理学講座・教授
扇田 久和	滋賀医科大学医学部生化学分子生物学講座・教授
大菊 鋼	京都大学医学部附属病院先端医療研究開発機構・特任教授
長我部 信行	株式会社日立製作所ライフ事業統括本部・CSO 兼企画本部長
○ 近藤 充弘	日本製薬工業協会医薬品評価委員会・副委員長
菅野 純夫	千葉大学未来医療教育研究機構・特任教授
◎ 妙中 義之	国立循環器病研究センター研究所・名誉所員
谷岡 寛子	日本医療機器産業連合会 臨床評価委員会 副委員長
	京セラ株式会社メディカル事業部・薬事臨床開発部責任者

◎：主査

○：副主査